

高齢者の 福祉施策について

5

1 高齢者福祉の現状

高齢者福祉（在宅サービスと特別養護老人ホーム等の施設サービス）・高齢者の保健・医療の3つを一体的に提供して、高齢者の介護を社会全体で支えようとする介護保険制度が2000年にスタートしました。介護保険制度は、身近な市町村を保険者とし、「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を基本理念としています。

制度が開始されて5年が経過しようとしている現在、急速に進む高齢化への対応と制度の長期的な安定、さらに広範囲な社会保障の総合化を目指して、介護保険制度の大きな改革が進んでいます。

2 介護保険制度の基本的な仕組み

介護保険制度は、民間事業者を含めた多くの種類の介護サービスを用意して、高齢者一人一人の生活に必要な支援を契約によって提供する仕組みです。この制

度を利用するために、介護サービスを適切に利用する相談役としてケアマネジャー（介護支援専門員）とまず契約します。そして担当になったケアマネジャーは、高齢者に必要な在宅サービスや施設サービスを選んで組み合わせ、サービスを提供する事業者との仲介をします。

介護保険サービスを利用する高齢者は、介護の必要性によって、一番軽い「要支援1」「要支援2」「要介護1」から一番多くの介護を必要とする「要介護5」までの7段階（2006年4月以降）に分けられています。

3 予防に重点を移した改革

介護保険制度がスタートしてから5年、制度の問題点や課題に対応するために大幅な見直しが行われています。改革の主な柱は①予防を重視する②施設での食費や居住費は自分で払う③それぞれの地域に合ったサービスを作る④サービスの質を良くする、等です。

特に予防を重視するために、介護を必要とする状態になる前の段階の高齢者に対して、介護予防サービスを提供することになっています。

4 地域包括支援センター

介護保険制度の改革を担う中心的な機関が、地域包括支援センターです。

地域包括支援センターは、地域の高齢者の困りごと相談に対応する総合相談機能、虐待対応等の高齢者の権利を擁護する機能、介護予防サービスの中心機能等



を担っています。

従って、高齢者の消費者トラブルに関する相談も、その高齢者に認知症が疑われる場合や他の福祉サービスが必要な場合等、問題が重複している場合には、地域包括支援センターに相談することが適切です。

ただし、地域包括支援センターは最終的には人口1万5千人～3万人に1ヵ所という配置を目指していますが、地域によっては今後数年をかけて徐々に設置されていく場合もあります。また、高齢者の消費者トラブルに関する相談に対して、地域包括支援センターと消費生活センター等との連携方法は、地域の特性に応じて様々な形が考えられます。

5 行政の役割

これまでの高齢者に対する施策では、医療・保健・福祉それぞれの行政領域がばらばらに事業・サービスを



提供してきました。しかし、今後はこれら3つの領域が連携して一体的な事業・サービスを提供することを目指します。また、地域包括支援センターに代表されるような高齢者の権利擁護という新たな業務の責任機関も市町村であることが改めて確認されています。ですから、これまで地域の高齢者を支援していた保健所、福祉事務所、在宅介護支援センター、基幹型介護支援センター、老人福祉センター等の行政機関が、地域包括支援センターとの連携の中で今後どのような役割を担っていくのか、それぞれの地域で確認をしておく必要があります。

6 高齢者の判断能力が低下した場合の対応

介護保険制度のもう一つの特徴は、自分に必要な介護等の支援サービスを、個々のサービスを提供する事業者と高齢者ご本人とが契約するという点です。従って介護サービスを利用する高齢者は、契約書を理解した上で自分の意思で契約書にサインをすることや、サービスの利用料の支払いを行う等の行為が求められます。ところが、認知症等によって、判断能力が低下してしまった高齢者には、このような契約書を理解したり、自分の意思をまとめること、金銭管理等が困難になってしまう場合があります。このような状態になった高齢者でも家族・親族が支援してくれている場合には、契約等を家族・親族が代行することで介護サービスを利用できる場合もあります。しかし、身寄りがない一人暮らしの高齢者の方が、認知症等で契約をする能力が衰えてしまっ

た場合には、必要な介護サービスが滞ってしまう心配が出てきます。

7 成年後見制度

認知症等によって判断能力が低下したり、契約に必要な能力が低下した高齢者を支援する制度が成年後見制度です。この制度は大きく法定後見と任意後見に分かれています。

法定後見は、高齢者等の判断能力低下の程度を軽い方から「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けて、本人が自分で判断できる部分を尊重しながら、必要な支援をしていく制度です。4親等内の親族等が家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が本人の判断能力の程度や支援の必要性に応じて補助人、保佐人、後見人（以後、後見人等と記す）を選任します。身寄りがなく申立人がいない場合、市町村長が申し立てることができます。後見人等は、本人を代理して契約をしたり、本人が契約をするのに同意を与えたり、本人が同意を得ずにした契約を取り消したりすることによって、本人の保護・支援を行います。

任意後見は、高齢者本人が判断能力が十分ある間に、自分が選んだ信頼のおける人と公正証書による契約を結んで、自分が将来、認知症等によって判断能力が低下

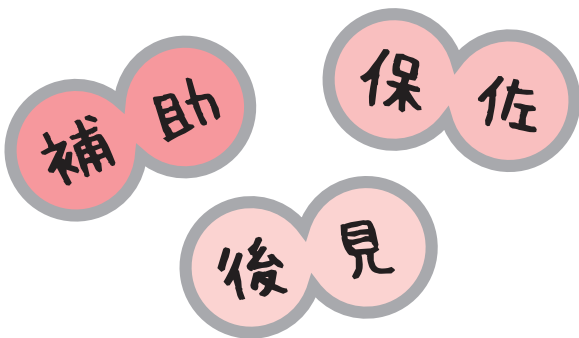
した場合に任意後見人として支援をしてくれるように予め依頼する制度です。

成年後見制度を活用することによって、消費者トラブルへの対応は、本人に代わって後見人等が行うことができます。

8 地域福祉権利擁護事業

成年後見制度とは別に、判断能力が低下してきたが、周囲の支援があればまだ自分で大切なことは決められるという高齢者を支援する制度として、地域福祉権利擁護事業があります。この事業の担い手は、各地域の社会福祉協議会です。認知症等で判断能力に不安が出てきた高齢者が、社会福祉協議会と契約をして、有償で日常の金銭管理や介護サービス等、福祉サービス利用の支援をしてもらう方法です。この事業を利用するためには、高齢者自身がこの制度をある程度理解した上で、契約したいという意思表示をする必要があります。また、一旦契約した後、その高齢者の認知症等が進んで、地域福祉権利擁護事業の契約内容を理解することが困難になった場合には、速やかに成年後見制度等の適切な支援方法に切り替える必要があります。

地域福祉権利擁護事業の利用によって、日常の金銭管理や預金通帳の保管、郵便物のチェック等を本人から社会福祉協議会に依頼することができるので、訪問販売への支払いや督促状等を早期に発見して対応できるという利点があります。



9 「高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律」と消費者被害

高齢者福祉の施策と消費者トラブル対応をつなぐもう一つの大きな掛け橋は、平成18年4月施行の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、虐待防止法と記す）です。虐待防止法の中では高齢者虐待の定義は、親族及び介護保険施設の職員による虐待が中心となっていて、高齢者の消費者被害は虐待の定義から外れています。しかし、雑則（27条、28条）の中に、…高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引による高齢者の被害…と定義して、市町村の適切な対応の必要性が記されています。虐待防止法の中で成年後見制度等へ適切につなぐ責任が自治体にあることが明記されているのです。従って、明らかな高齢者の消費者被害に気づいた人は、その事実を適切な相談機関に相談する等の（虐待の場合のような通報義務は定められていないものの、それに準じた）対応を行うことが重要になってきます。

10 今後の高齢者福祉施策

介護保険制度は、これまで家族が中心になって担ってきた高齢者の介護を、核家族の増加などで弱体化した家族機能に代わり、社会が介護を担うための仕組み

です。しかし、介護の担い手は、それまでの福祉サービスのように行政が中心となるのではなく、民間の介護事業者がその中心となっています。

また、一人暮らしの高齢者が犯罪に巻き込まれた場合や、老化が進んで介護が必要な状態になった場合等に、高齢者を適切な相談機関や支援の仕組みにつないでくれる、見守り・発見の役割の重要性も明らかになってきました。これを担うのは民生委員や近隣の一般市民を含めたコミュニティであることが望ましいのです。このため各地域では、高齢者の生活を見守る住民のネットワークが充実してきています。

判断能力が低下した高齢者には地域福祉権利擁護事業の利用をすすめたり、さらに身寄りがない場合には、速やかに成年後見制度につないで、高齢者の大切な財産を守り、適切な医療や福祉を利用するための選択や契約の代行を行う等の役割を担う後見人の力を借りる必要があります。

このように、今後の高齢者福祉施策は、行政、一般市民、市民のネットワーク組織、介護事業者、成年後見人等が連携して、それぞれの役割を果たすことが重要なのです。ですから、消費者トラブルにあった高齢者を支援する場合、地域の高齢者福祉施策の中で自分がどのような役割を担い、そこで何をすればいいのか、を常に意識することが重要です。

